

令和5年8月25日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

商慣習見直しやフードバンク等への食品提供に取り組む食品事業者の
募集について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

県通知の概要

農林水産省において、10月30日を「全国一斉商慣習見直し日」と定め、この日に向けて、食品ロス削減のために商慣習の見直しに取り組む食品事業者や、発生する未利用食品の有効活用を図るため、フードバンク等に対し食品の提供を行う食品事業者を募集する。

食品ロス削減のため、商慣習の見直しやフードバンク等への食品提供に取り組む食品事業者を今年も募集し、公表します

農林水産省は、食品ロス削減の取組を推進するため、食品ロス削減に向けて商慣習の見直しやフードバンク等への食品提供に取り組む食品事業者を令和5年8月10日（木曜日）から9月22日（金曜日）まで募集します。なお、応募いただいた食品事業者の取組内容等は、10月30日（月曜日）に農林水産省ホームページで公表します。

1. 背景

農林水産省では、食品ロス削減の推進のため、食品事業者に対し納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化等の商慣習の見直しを呼びかけるとともに、それでもなお発生する賞味期限内の食品については、フードバンク等への食品提供をお願いしています。

食品ロス削減は、世界共通の課題であり、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」にもターゲットの一つとして掲げられており、国民一人一人が主体的に取り組むことが求められています。また、食品事業者においても、商慣習の見直しを含め食品ロス削減に取り組むことは、消費者や取引先などのステークホルダーから「選ばれる企業」となるための重要な判断材料の一つになると考えます。

さらには、食品ロス削減に取り組む事業者の情報を幅広く消費者に発信することで、消費者の食品事業者への信頼度が増すだけでなく、消費者の食品ロス削減への意識の向上にもつながると期待しています。

こうした、食品事業者と消費者双方のコミュニケーションの活性化を図るため、農林水産省は、食品ロス削減のため商慣習の見直しやフードバンク等への食品提供に取り組む食品事業者を募集し、10月30日に事業者名と取組内容等を農林水産省のホームページ上で公表しています。なお、公表日となる10月30日は、食品ロス削減推進法で定めた「食品ロス削減の日」であり、農林水産省が定めた「全国一斉商慣習見直しの日」です。

2. 商慣習の見直しやフードバンク等への食品提供に取り組む事業者の募集

(1) 募集内容

食品ロス削減に向けて商慣習の見直しやフードバンク等への食品提供に取り組む以下の食品事業者を募集します。

(ア) 食品小売業者

- ・加工食品の納品期限の緩和（特に、賞味期間180日以上を推奨）
- ・フードバンク、子ども食堂等への食品の提供

(イ) 食品製造業者

- ・加工食品の賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）（特に、賞味期間180以上の食品を推奨）
- ・加工食品及び日配品の賞味期限の延長（食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチームを設置した平成24年度以降に実施した商品がある企業）
- ・フードバンク、子ども食堂等への食品の提供

(2) 募集対象者

(1)の(ア)、(イ)の内容に、本年10月30日時点で取り組んでいる、または取り組む予定の食品事業者

「取り組む予定」とは、取組を開始する時期（年月）が定まっている事業者とします。
ただし、フードバンクについては、現在取り組んでいる事業者のみが対象です。

(3)応募方法

以下、公益財団法人流通経済研究所（食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局）のHPにおいて、アンケートへの回答をお願いします。

(ア) 食品小売業：<https://ryutsukeizai.post-survey.com/foodloss.nouhin/>（外部リンク）

(イ) 食品製造業：<https://ryutsukeizai.post-survey.com/foodloss.kigen/>（外部リンク）

なお、HPでの回答が難しい場合等は、以下連絡先にご連絡願います。

<連絡先>

メールアドレス：foodloss-rs dei.or.jp

・お問合せの際は上記メールアドレスの を@に置き換えてください。

担当：石川、寺田

(4)公表方法

本年10月30日に、農林水産省ホームページ上に、事業者名、品目等の一覧及び取組事例を公表します。

(5)募集期間

令和5年8月10日(木曜日)から9月22日(金曜日)まで

添付資料

[商慣習見直しの取組の重要性について\(PDF : 182KB\)](#)

【お問合せ先】

新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

担当者：月岡、古木、高橋

代表：03-3502-8111（内線4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

○商慣習見直しの取組の重要性について

【納品期限の緩和】

賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する、いわゆる「3分の1ルール」があります。このルールのもとでは、賞味期間の3分の1以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数が残っているにも関わらず、廃棄となる可能性があります。このため、小売店舗において納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながることを期待されます。

【賞味期限表示の大括り化】

多くの商品の賞味期限表示が年月日で表示されています。小売業者の在庫商品よりも賞味期限が早いことが理由で、商品を納品できないことがあります。この場合納品できなかった商品は、廃棄の可能性が高まります。このため、賞味期限を年月または日まとめ（年月日表示のまま、日の表示を例えば10日単位で統一）にするなど大括り化して表示し、納品する商品が在庫商品よりも賞味期限が早くなる機会を減らし、食品ロスの削減につながることを期待されます。

【賞味期限の延長】

賞味期限を延長することで、納品期限や販売期限の延長に取り組みやすくなることや、賞味期限までの期間が長くなることで消費者が購入しやすくなることから、食品ロス削減につながることを期待されます。

また、賞味期限表示の大括り化を実施することにより、賞味期間が最大1ヶ月短縮してしまう可能性があります。そのため、賞味期限の延長に取り組むことは、大括り化の実施を推進する上でも重要です。

【これまでの取組状況】

○令和4年10月時点の取組事業者数（予定含む）

- ・納品期限の緩和：240事業者（令和3年10月時点：186事業者）
- ・賞味期限表示の大括り化：267事業者（令和3年10月時点：223事業者）
- ・賞味期限の延長：182事業者
- ・フードバンク・子ども食堂等への食品の提供：243事業者

○上記のうち、納品期限緩和に取り組む総合スーパー、生協、食品スーパーの売上高シェア：53%（令和3年10月時点：46%）

（食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム事務局（公益財団法人流通経済研究所）調べ。「2022全国スーパーマーケット年鑑 全国版」より売上高を集計）

○これまで大手企業を中心に商慣習の見直し等の取組が進んでいましたが、最近では、地方や中小規模の食品スーパーにおいて取組事業者数が伸びております。本取組が全国的に浸透するためには、引き続き地方や中小規模の食品スーパー等での取組の拡大が必要です。

○その他の食品ロス削減の取組について

【フードバンク・子ども食堂等への食品の提供】

食品事業者が、製造工程で発生する規格外品や売れ残り等の未利用食品を、フードバンク・子ども食堂等へ提供する取組は、食品ロスの削減にも効果があります。

【これまでの取組状況】

○令和4年10月時点の取組事業者数（予定含む）

- ・フードバンク・子ども食堂等への食品の提供：243 事業者